

# 両替商錢屋佐兵衛の分家と別家

逸身 喜一郎・八木 滋

要旨 大坂の両替商錢屋佐兵衛(逸身家、錢佐)については、逸身家文書の調査・研究成果である逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 錢屋佐兵衛』(東京大学出版会 二〇一四年一〇月)の刊行とともに、大阪歴史博物館でも特集展示「両替商 錢屋佐兵衛」を開催した。展示がきっかけとなって錢佐の分家である錢屋源兵衛家の「過去帳」が見つかり、その分析から錢佐の本案、分家・別家の諸人物の理解が格段に深まった。人物誌の考証の詳細は別稿に譲り、本稿では錢佐の分家・別家の時期的な動向や相続の特徴を具体的に論じる。錢佐本家と分家・別家の関係は、その時々々の経済状況、人材の配置、あるいは当該人物の死亡などによって影響され、「分家」や「別家」という名辞が指す対象にも、一定の幅の中で揺らぎが現れる。さらにまた、社会的立場づけと錢佐内での位置づけが異なる場合もあった。これらは従来研究されてきた最上層の商家とは異なる一般の大店のもつイエの不安定性を具体的に示すものといえよう。

## はじめに

錢屋佐兵衛家は近世大坂の有力な両替商であった。同家に伝わる「逸身家文書」(逸身喜一郎所蔵・現在は大阪歴史博物館寄託)を「逸身家文書研究会」が調査して、その成果を、逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 錢屋佐兵衛』(東京大学出版会 二〇一四年一〇月)にまとめた。大阪歴史博物館でもその一部を関連史料ともども展示の形で紹介すべく、二〇一四年一月五日(一五年一月五日)に特集展示「両替商錢屋佐兵衛」を開催した。展示を観覧された錢屋佐兵衛家(以下、錢佐)の分家である錢屋源兵衛家

(以下、錢源)の子孫にあたる逸見達氏から、錢源家の「過去帳」(以下、「錢源過去帳」)が残されていることを知らされた。早速、逸身・八木での「錢源過去帳」を拝見したところ、それには錢源家とその親族だけでなく、錢佐の人々やその別家・奉公人の多数が、戒名・命日・行年・続柄などの情報ともども記されていた。『両替商錢屋佐兵衛』の第一巻(逸身喜一郎「四代佐兵衛評伝」、以下「評伝」)はプロソポグラフィの手法を用いて錢佐の家族・親類・奉公人・出入りする人々をできる限り同定し整理したものであるが、この新たな史料によりさらに多くの人物の生年と続柄を推定でき、「評伝」の記述は修正を迫られることとなった。その考証の詳

細については別稿<sup>(1)</sup>に記す予定である。

本稿では別稿の内容を敷衍して、錢佐本家とその分家・別家との関係について論じる。したがって、別稿でおこなったさまざまな推定・推測については再度吟味することなく、かつ注をつけることなく、その結論をそのまま受け入れることとする。別稿の併読をお願いしたい。なお、本稿「一、分家」は逸身が、「二、別家」は八木が執筆した。一、と二、で文体に違いがあるのは、執筆分担によるものであることをご了解願いたい。内容については両名が議論を重ね、相互に確認している。

## 一、分家

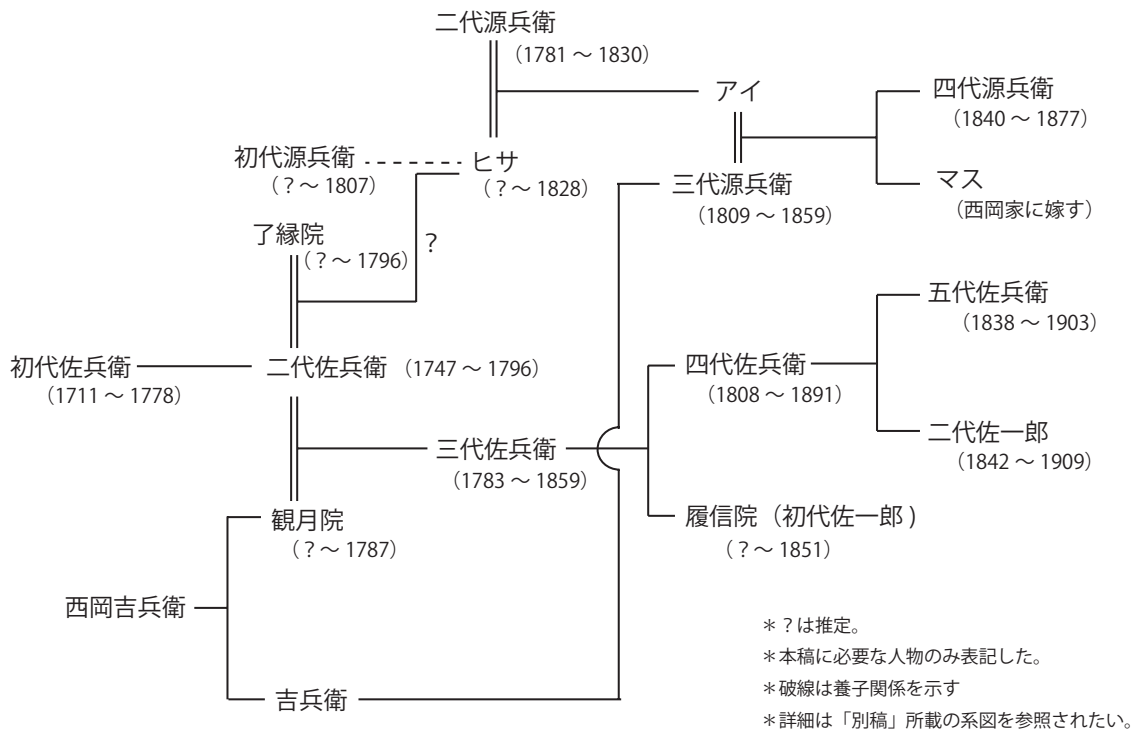
「分家」ということばの意味は自明なように思えるが、あらためて当事者がどのように把握していたのか、そして実際に本家とのあいだにどのような緊張関係をはらんでいたのかを精査してみたい。ここで当事者とは「逸身家文書」ならびにそれと関係する文書に書かれている人物、具体的には錢屋佐兵衛家と分家の錢屋源兵衛家の関係者に限ることとし、他家との比較は行わない。

### 1 源兵衛家はいつ分家したか

二代源兵衛(直太郎)の墓碑<sup>(2)</sup>には「西九月、問屋町分家逸身源兵衛襲名」という一節があり、「分家」ということばが使われている。ただしこの文章にはふたつの読み方が考えられる。

- ① 問屋町へ分家して、逸身源兵衛を襲名。
- ② 問屋町の分家である逸身源兵衛を襲名。

《錢屋佐兵衛家・源兵衛家関係系図》



【図】 錢屋佐兵衛家・源兵衛家関係図

いずれの読み方をとるにせよ、西(＝文化一〇年)九月よりかなり前の文化四年(一八〇七)以前に、初代源兵衛が問屋町に屋敷を所有していたことが判明している<sup>(3)</sup>ので、そのことを前提に考えなくてはならない。それぞれの読み方を敷衍すると次のようになる。

①直太郎は文化八年一月にヒサの婿となったが、問屋町に移るまでの二年半、義兄の三代佐兵衛の家に起居し義兄の監督下におかれた。石灰町から問屋町に移ることで独立し、そこに新しいイエを興した。それとともにヒサの養父の名である逸身源兵衛を襲名した。

②ヒサの養父の先代源兵衛が寛政七年(一七九五)頃に結婚し問屋町にイエを構えた時点で分家は成立していた。この分家は通称「問屋町」であった。先代源兵衛の死後に直太郎は婿入りして問屋町の屋敷に起居していたものの、名はしばらく直太郎のままであり、西九月になってようやく源兵衛を名乗ることになった。

①のように読めば、初代源兵衛は、屋敷は所有していたものの分家と認められず、直太郎が源兵衛を襲名したときに初めて源兵衛家は分家となった、と含意される。これは「旧家略系調」<sup>(4)</sup>にある「女子 久子ト称ス 養子分家ス 錢屋源兵衛ノ祖」という記述に合致する。さもなくば二代源兵衛墓碑の「分家」はほとんど「転居」に近い意味で使われているとみなさなければならぬ。もちろん家族であればこそ「分家」であって、手代ならば「別宅」とされるだろうが。

しかしそもそもヒサの婿となった直太郎が、ヒサには問屋町の家が相続されているにもかかわらず、直太郎もヒサもその家に起居しないことがありえたらうか。これを不自然とするなら②のように読むことになる。この場合、なぜ「旧家略系調」が初代源兵衛を「源兵衛ノ祖」としないかの説

明がある。初代源兵衛は初代佐兵衛の娘(すなわちいったん逸身の家を出た娘)から生まれた子供であるから、のちに逸身姓を名乗るようになって「源兵衛ノ祖」とは認めていないのか。あるいはそこまでの含意はなく、たんに初代源兵衛の位置づけを正確に記すのは「旧家略系調」の記述の域をこえるので、ヒサを「祖のひとり」としてあげたか。

①②いずれとも断定しがたいが、とりあえず大筋で②を採用することとして、初代源兵衛も分家としての位置づけであったとみなすことにして先に進む。ただしこの問題は他の事例の解釈と交錯するので、のちにまたとりあげることになる。

分家とは本家の当主と血縁関係にある者が、たんに新たな家で居住しはじめただけではない。その居住空間(建物としての家)を本家から独立して営む。そのためには下女下男も必要であるから、そうした奉公人を選んで監督することも自分たちの判断でやれるようになることを意味する。もちろん日々の生計も別立てとなる。つまりあたりとらしくできたイエを維持する責任が生じるわけで、当然カネがいる。しかし当初は必ずしも充分にカネがないから、分家するにあたり相当の額のカネが本家から分与される。もし分家が逼迫していると世間が思えば本家の体面にかかわる。とりわけ錢佐の場合は両替商であるから分家が困窮していると本家の信用問題に波及しかねない。他家に婿入りさせるなら婚礼支度だけですむわけだが(もちろんそれであつてもたいそう物入りであつたらうが)、一回限りの贈与である。しかるに分家させるとのちのちまで金銭問題がつきまとう。そして金銭の授受は当然ながらイエの運営への介入を伴う。

「銀控帳」<sup>(5)</sup>には、錢源にきわめて多額の金額が渡されたことが記録されている。いかに多額であるかは、同時期の手代が別家するときの元手銀

の額が銀五貫であることをみれば分かる<sup>(6)</sup>。

文化九年年末に銀一五〇貫。「錢屋源兵衛殿・同ひさ殿 元手銀」。

文政元年年末に銀七五貫三一八匁強。「錢源殿七拾貫目家敷 残り元手銀 八拾貫目 都合渡ス」。

なぜ二度も元手銀が記載されているのか。「評伝」記述時に私にはその理由が理解できず放置した。しかし今回、二代源兵衛の動静がかなり判明した。

推論の前提として次のことを押さえておく。「銀控帳」には後日、他の帳面からの付替がなされることもあって、必ずしもその出費が当該年度に生じたことを意味しない。さらに元手銀が死後に与えられることも後代の例にある。この元手銀については実際のカネの流れはこのようなものであったろう。

直太郎が聳入りして丸二年経とうとしている文化九年年末に、錢佐は将来起きる直太郎とヒサの独立に備え、銀一五〇貫を計上した。しかし実際に直太郎に渡されたのはそのうちの七〇貫だけであった。直太郎はまだ正式に源兵衛を襲名していないから銀控帳の文面の「錢屋源兵衛殿」は、翌年秋に源兵衛となることが予定されている直太郎と読むべきであろう。あるいはこのようにも考えられる。「錢屋源兵衛」とは「錢屋源兵衛家の当主」という役割を示す名前であって、それが指すものは二代目となる直太郎のみならずすでに死亡している初代源兵衛でもあるのかもしれない。初代源兵衛は死亡するまで元手銀をもらった形跡はない<sup>(7)</sup>。元手銀とは、たんに新たな商売をするための「元手」のみならず、今日の「退職金」に相当する。ときに死後に与えられることもある（「弔い銀」という名前で記されることもあるが）。そこで翌年秋の襲名にあわせ、先代の功績に報

いかつ今後の発展を期待して、源兵衛家に元手銀が渡された。とはいえ半額は、ほんとうに店を出すまで取っておかれた。いずれにせよ元手銀をもった人物は直太郎である。「同ひさ殿」と書かれていても、実際にヒサの分がその中で明確に分けられていたわけでもないだろう。

襲名後も二代源兵衛はなおも問屋町から石灰町に働きのでる。文化一四年（二八一七）になってようやく備後町に移り、翌一五年に両替商を新規開店する。その年末（改元があったから文政元年）、錢佐は銀控帳に銀七五貫強を計上する。この金額は前年に購入した備後町の屋敷（七〇貫）およびその「附物」さらに「切賃」を合算したものであろう。同時にこれまで渡していなかった元手銀の残額も与えられた。ただし銀控帳の「残り元手銀八拾貫目 都合渡ス」は但書とでもいうべきものであり、出費として新たに計上されたわけではない。

初代源兵衛は、少年時にいっさいの身寄りを失うもののやがて当主となるべき三代佐兵衛を護って錢佐をあずかっており、自分は独立した店を構えなかった。さらに私の計算にもとづけば、源兵衛は幼少のときから錢佐に養ってもらっている。源兵衛と佐兵衛の双方がそれぞれに恩義がある。しかしふたりは年齢差のある従兄弟であるから、両者ともども「家族のようでありつつしかしイエは別」という意識もあったはずである。こうした人間関係にあって、恩義はカネで代えられないといいつつも、しかしカネと全く無縁といいきれなさそうである。深読みすれば源兵衛は生前カネを受け取らず、しかし佐兵衛はその死後にカネを出した。実際に手にしたのは、源兵衛の養女であり佐兵衛の妹であるヒサの、婿として入った直太郎である。もつとも初代源兵衛は生前、問屋町に屋敷を購入している。買得にかかった費用は錢佐が負担していたであろう。

## 2 佐一郎の場合

分家と財産分与は絡み合っている。ここで比較するため、天保八年（一八三七）に錢佐が行った備後町店（以後、「備店」）開設を考える。錢佐は備後町に名前を佐一郎として新たに店を開店した。備後町の店はもともと錢源の店であったから錢源と錢佐との金銭授受も考慮すべき重要な問題であるが、それについては次節で扱う。

この佐一郎は、履信院として祀られている嘉永四年（一八五二）に死亡した人物であること、そして三代佐兵衛の倅ではあるがその母は不明であること、さらに後世からは隠蔽されたに等しい存在であること、などについては「評伝」（六節）で示した。以下この佐一郎を履信院と表記することにする。そしてここで問題にしたいのは、履信院は分家扱いされたのかどうかである。

備店開店時に履信院はおそらく幼児であった。幼児でないにせよ若年であることは間違いない。当然ながら名前前人であっても傀儡で、店の運営に関与しない。実際の運営はおそらく四代佐兵衛の監督のもと、又（亦）兵衛・伴七・専助の三人の支配人があつた。

備店開店時、その会計は石灰町の本店と事実上一体であった。備店には当初、本家から銀三〇〇貫の「入銀」がおかれた。「備店銀控帳」<sup>(8)</sup>には「本家方入銀并商業仕似せ譲来、天保八丁酉九月店始」とある。ことばの上で「本家」と書かれている以上、備店は「分家」である。しかしもし履信院が名実ともに分家したのであるならこの入銀は元手銀として分与されたことなるが、そうではない。「評伝」で証したように備店は本家にその入銀の利子を払うのである。さらに備店は本家に家賃も払い続ける。もし備店が分家ならばこういう支払は不要であろう。

天保一四年（一八四三）になって事態は変わる。入銀三〇〇貫のうち一〇〇貫は本家に戻し、五〇貫は入銀のまま、一五〇貫が元手銀とされる。備店は本店からこのときはじめてカネを分与されたわけであるが、ここで履信院当人が分家の処遇を受けるようになったとひとまず考えてみる。

しかし履信院は天保一四年から数えて八年後の嘉永四年（一八五二）五月に、おそらく病のため石灰町に戻される。代わりに四代佐兵衛の二男の孝之助（いまだ一〇歳である）が佐一郎となる。そのときの石灰町人別帳<sup>(9)</sup>の文言からそれがわかる。「弟佐五郎、備後町四丁目錢屋佐一郎代判丈助方引取、同家二成ル」。ここでの「弟佐五郎」は履信院のことであり、「備後町四丁目錢屋佐一郎」は孝之助である。つまり、人別帳の上では、孝之助が備後町に移り、孝之助が佐一郎に、履信院（佐一郎）が佐五郎に改名し、佐五郎が石灰町に戻されたのである。また、「弟佐五郎名改佐次郎」「右佐次郎義佐兵衛方丁内持掛屋敷譲り受、右家屋敷へ引移住宅二成ル」とある。掛屋敷を「譲られて」いるのだから分家扱いというべきであろう。

以上を背景に天保五年に作成された、リヤウを三代佐兵衛の本妻に直すにあつての「証文」<sup>(10)</sup>の次の一項を読んでみる。履信院は三代佐兵衛の倅である。

一、是迄者勿論向後男子致出生候共、隠居相続并分家等為致間鋪、我等相果候後者其方存寄次第相片付可申事、

これはもちろん直接にはリヤウから倅が生まれることがあっても分家させないことを約束した一項である。とはいえ、「是迄者勿論」とあるから、もし履信院がすでに生まれていたのであるなら履信院も同じく分家させなかったことを含意しているとみるべきであろうし、もしまだ履信院が生

まれていないのであるなら今後正妻となるリヤウから生まれた倅にすらさせないことをどうして他の女からの倅にさせることがあるのか。つまり履信院は分家になれない定めであったように思える。しかし新当主の四代佐兵衛は天保一四年になって方針を変え、佐一郎(履信院)を分家扱いとすることにした。そのように考えてよからう。

履信院は「家族」でもない。すでに天保一二年に履信院の異母姉妹のラクが野々口家に嫁入りするにあたり認められた親類書<sup>(11)</sup>には、錢屋逸身佐一郎が筆頭に書かれている<sup>(12)</sup>。つまり一番近い「親類」という扱いである。

いっぽう孝之助であるが、除籍謄本<sup>(13)</sup>の但書に「嘉永四年五月分家」とある。しかしこれはあくまで明治になって戸籍が作成された時点でそのように考えたことを示すにすぎず、嘉永四年にはたして当事者たちが、孝之助が佐一郎となつて「分家」したと考えたかどうかは定かでない。孝之助はいまだ一〇歳で、少なくともこのとき備店の名前人である佐一郎になったが、独立したイエを構えたわけではない。

孝之助Ⅱ佐一郎が備後町に起居しはじめたのは、どんなに早くも明治三年(一八七〇)の結婚のあとである(その後妻ともども石灰町にいた可能性もある)。明治三年の婚礼に際して備後町の家持たちは、錢佐が他町持として丁内に屋敷を所有していると扱っているし、錢佐もそれを当然として<sup>(14)</sup>いる。佐一郎が備後町にイエを構えていないということは、いまだ世間からみて分家とは認められていないようである。

どうやら自他ともに認める分家のありようを前提としながら、いまだ何らかの条件が満たされていないなくとも、やがてそうなることを前提としてひとまず分家と呼ぶことが、少なくとも当事者の間では許されていたと考え

られる。初代源兵衛・履信院・実際に備後町に住み始める前の孝之助、この三人は微妙な差異があるにせよ、そうした地位にいた。分家となるには、血縁・財産分与・当人の年齢と妻帯の有無・独立性、こうした諸要素が揃うことが条件になる。そのうえ当事者間の合意も必要である。さらに「分家」ということばはあたらしくできたイエを指すとともに、そのイエの当主をも指す。その辺りがわざわざ明確にされない。ただしいったん分家であることが認められると、そのイエが代替わりしても分家の地位は変わらない。

### 3 錢源の借金と備後町の店の譲渡

三代源兵衛が当主であった天保八年(一八三七)十一月、源兵衛の店は閉店して錢佐に譲り渡した。このときの金銭授受について考える。

「評伝」(二四節)では「銀控帳」弘化四年(一八四七)の記載にもとづき、錢源の借金とその清算に関するいきさつを以下のように推測した。錢源は天保一五年に多額の借金を錢佐からしたうえに、弘化四年に借金を棒引きされたのみならず、さらに新たな贈与までうけた。こうした想定がでてくる理由は、錢源が天保八年に備後町の店を錢佐に売ったとき(見方を換えれば錢佐が錢源を吸収合併したとき)まで錢源は錢佐から借金をしていなかった、との前提にたつたからである。

しかし、この前提は妥当なのだろうか。その前提を変えて新たな想定を考えてみた<sup>(15)</sup>。その骨子は次のようになる。錢源は天保八年以前に別家の勘兵衛家(錢勘)や市兵衛家(錢市)同様に経営困難になっており、おそらく屋敷を担保にして錢佐から資金援助を受けていたが、天保八年に錢源は屋敷を手渡すことで借金の一部を清算した。ただし錢佐が肩代わりした分

も含めその後も銭源の借金は残り、銭源は銭佐に返済しながら利息を払い続けた。しかし天保一四年末に銭佐は備後町店の位置づけを変更するとともに、銭源との関係もまた変更した。そして備店開店一〇年後の弘化四年に、備店開設にかかった費用が本店銀控帳に計上された。

「評伝」における想定を捨ててこの新しい想定を受け入れる理由は、全体として眺めた場合にどちらがありえそうな見取り図が描けるかという判断による。たんに借金した時期の設定とか金額の推移にとどまらない。天保八年時の銭源当主である三代源兵衛のひとりとなり、ひいては銭佐との関係の把握の仕方も変わってくる。さらに銭佐の各種の帳面のありように関する理解も違ってくる。こうしたことすべてを含めて、新しい見取り図のほうに、妥当性が高いと判断される。

銭佐・銭源両家の関係、さらに両者の接点であった備後町の店の経営について重要な年代を先に記す。\*を付けた項目は、銭源過去帳のおかげで明らかになったことで「評伝」執筆時には分からなかった。

\*文政一二年(一八二九) 三代源兵衛入婿。

文政一三年(一八三〇) 二代源兵衛死亡。

天保三年(一八三二) 年度末をもって銭源・銭勘・銭市の手当銀積立

終了。

天保四年(一八三三) 銭佐家督相続。

天保八年(一八三七) 銭佐備店開店。

天保一四年(一八四三) 年度末をもって備店からの銭源給料支払中止。

入銀三〇〇貫のうち一五〇貫が元手銀とされる。備店の独立性向上。

弘化四年(一八四七)「本店銀控帳」での清算。

銭源ないし備店をめぐる記帳を、すでに「評伝」の中で引用したのも

含めてあらためて一覧する。このうちCならびにFは「評伝」執筆時に見落としていた。さらにD6はその意味がつかめず考察から省いたため引用しなかった。事項が記載されている帳面の差異も重要であることも、「評伝」執筆時にはよく理解されていなかった。

A 「家徳扣」<sup>(16)</sup> 天保八酉ノ年 支出

一、四拾貫目 備後町四丁目 表口拾間 裏行廿間 土蔵四ヶ所 役次ツ

一、五貫目 同 附物代

一、貳貫百拾七匁八リ 同 帳切諸祝儀

B 「備店銀控帳」 支出

B1 「備店銀控帳」 天保九戌戌年十二月晦日迄天保十己亥正月

一、九貫三百三十三匁三分二リ 西十一月夕戌十二月迄 銭源勤料

B2 「備店銀控帳」 天保十己亥十二月

一、八貫目 拾ヶ年之内壱ヶ年分 銭源給料 亥年分

B3 「備店銀控帳」 天保十一庚子十二月 一、八貫目 銭源殿出勤料

B4 「備店銀控帳」 天保十二辛丑十二月 一、八貫目 銭源殿 精料

B5 「備店銀控帳」 天保十三壬寅十二月 一、八貫目 銭源給料

B6 「備店銀控帳」 天保十四癸卯十二月 一、八貫目 銭源給料

C 「家徳扣」 天保十四卯年 収入

一、六拾五貫三百拾九匁四分一リ 同(=備後町)

D 「銀控帳」 弘化四年

D1 支出 一、貳百貫目 銭屋源兵衛殿元手銀渡

D2 支出

一、八拾貫目 右同人殿是迄仕来候両替商売休店ニ相成其後本家店ニ

相成ル酉十一月より昨未十月迄中年拾ヶ年之間壹ヶ年銀八貫目ツ、  
勤料として有之候メ高

D 3 支出

一、拾貳貫三百廿六匁 右同人殿宅替候家代右休店ニ相成候節家代として金貳百兩遣シ候代

D 4 収入

一、四拾九貫三百卅三匁三分式り 右八拾貫目之内備店六ヶ年二月分備店を渡ス分

\* D 1 ~ D 4 メ式百四拾貳貫九百九拾貳匁六分八り

D 5 収入

一、八拾七貫六拾九匁九分八り 錢源殿是迄年々利足利勘定者別帳ニ有

D 6 収入

一、三貫二五三匁 平甚殿是迄年々利足、家格帳錢源座より上ル

E 1 「備店銀控帳」 天保九年から慶応元年まで毎年(二八年間) 支出

一、五貫目 家賃(「家の分」と書かれる年もある)

E 2 「家徳扣」 天保九年から慶応元年まで毎年(二八年間) 収入

一、五貫目 備後町徳

F 「大算用」(割済帳)<sup>(17)</sup> 弘化四年から嘉永二年までの三年

一、七拾貫百六拾匁 (嘉永二年は六拾九貫百六拾匁)

D 6の記述と下記に引用する錢屋七兵衛の例を比較することで、もはや散佚しているが錢佐には「家格帳」と呼ばれる帳簿があつて、それには別家ごとに「座」を設けて貸与された金が記されており「錢源座」もそのひとつであつたことが想定できる。以下は「銀控帳」の弘化三年の記述である。

一、七拾貫四百四拾五匁九分式り 家格帳を

錢屋七兵衛年来家格帳ニかし有、付替ル

錢屋七兵衛は文政二年に元手銀をもらつており、逸身家文書では天保四年頃まで名前が見えるものの、天保五年の証文(リヤウを本妻に直すときの証文)に連印していない。おそらく休店したか、もしくは当人の死亡により別家から外されたのであろう。その後も少しずつ返済がなされたのかもしれないけれども、結局回収不能になり、弘化三年になって古くからの借金がようやく損金として銀控帳に計上されたとみえる。錢源の場合もその貸借関係は、すぐに「銀控帳」には現れず、当初は家格帳に記入されたであらう。

新しい想定による錢源との金銭貸借関係はつぎのようなものである。

1. 錢源は天保初期にかなりの負債が生じた。大塩の乱によって罹災し、別家の勘兵衛や市兵衛の動向も鑑みれば不景気のせいといつてよからうが、三代源兵衛が両替商の仕事に不慣れであつたことも影響したかもしれない(舅の二代源兵衛の時代にすでに借銀があつたかどうかは不明である)。錢佐からも借銀していたかもしれないが、その負債は「家格帳錢源座」に記されていて銀控帳には出てこない。

2. 天保八年に錢源は錢佐に屋敷を売却し「休店」(廃業)した(D 3の文言)。錢佐の方から錢源に店を譲るように求めたかもしれない。錢佐が支払った金額は残された帳面には出てこない(少なくともAの四五貫以上である)。錢佐は錢源の負債の肩代わりもしたであらう。さらに源兵衛のその後の処遇も考えた。

3. 「家徳扣」から支出されたAの家屋敷代金四〇貫と附物料の五貫は、実際に錢源に渡されたとみるべきであらう。ただし四〇貫は備後町の家

- 屋敷（表口一〇間、裏行二〇間）の実勢価格より低い<sup>18)</sup>。不足分は錢源の借銀の全額ないし一部に充当されたと考えられる。つまり錢源は備後町の屋敷を譲渡するかわりに借銀を減額され、残額は錢佐にまとめられて家格帳に記されたであろうが、それがいくらであったかはもはや不明である。とはいえD5にあるように八三貫もの利息を払ったわけだから（ただしこの利息は備店引渡以前の分も含まれているだろう）、かなりの額であったと想定できる。
4. その一方で錢源の転居先の家の購入資金として（「右休店二相成候節」とあるから錢源は備店を引渡したときに転居させられた）、錢佐は金二〇〇両（銀一二貫強）を贈与した（D3）。この金額は弘化四年に銀控帳に計上されるまで別帳面（「家格帳」か？）に記載されていたのであろう。ただし銀一二貫強で中船場町（淡路町通りの井池筋と心齋橋筋の間）に「表口五間 裏行拾五間」の家屋敷を購入する<sup>19)</sup>には足りない。Aの四五貫の一部を加えたか。
5. 源兵衛は給料として毎年銀八貫目を、新しく開店した備店の会計から払われる。当初の契約では一〇年間、つまり弘化四年まで払い続けられることになっていた（B1、B6、D2）。備後町の屋敷の代銀の不足分であるとともに新しい仕事を始めるまでのつなぎ期間の援助でもある。
6. 錢佐備店は錢源の取引先を継承している。継承を円滑にするために源兵衛自身が古い取引先と折衝することもあったであろう。ただし源兵衛はもはや経営に大きく関与することはなかった。錢佐は支配人三人（又兵衛・伴七・専助）を配置して日々の業務にあたらせた。そのうち又兵衛と専助は錢佐の人間であるが、伴七はおそらく錢源時代から奉公していた錢源の古参の手代と推量できる（二、参照）。三人は四代佐兵衛とおおむね同年齢である。支配人を通じて経営に携わったのはおそらく四代佐兵衛であると思われる（本店の経営は、家督相続こそ行ったが、いまだ三代佐兵衛の監督下にあったと考えられる）。
7. こうした状態が六年間続いた。しかし天保一四年末をもって四代佐兵衛は備店の位置づけを変え、石灰町の本店から独立性を高める措置をとる。備店は源兵衛に給料を払わなくなった。おそらく源兵衛は天保一五年から備店に来ることを止めた。もちろんすべてを帳簿上の操作と考えることもできるが、D2とD4の記述は実際の動きを反映しているともみたい。さもないとわざわざ煩瑣な記述をすることの説明がつきにくい。
8. しかし源兵衛との当初の契約にしたがい、残余の期間も給料相当分が支払われた。ただし備店からの支払ではなく石灰町の本店である。これが毎年支払われたか、それとも一括して天保一四年末、あるいは弘化四年に支払われたかは分からない。もし弘化四年でなかったなら暫定的には「家格帳」に記入されたのであろう。
9. 源兵衛が備店勤務をやめるに際し、元手銀二〇〇貫が支払われた（D1）。支払の時期は天保一四年末と考えるのが妥当であろう（弘化四年、あるいは錢佐備店開店の天保八年であった可能性も否定できないが）。元手銀の一部が残っていた借金返済に充当された可能性ももちろんある。錢佐の用語では「元手銀」はときに今日の退職金のような意味合いをもつ<sup>20)</sup>。
10. 天保一四年末に錢佐は備後町徳として、六五貫強を「家徳扣」に組み入れ、将来の不動産運用の資金の一部に充てる（C）。備後町の家屋

敷を売却したわけではないから、この銀の出所は家格帳錢源座からの付け替え、具体的には錢源の借銀が返済されたのであろう。上記元手銀から充てられた可能性が高い。端数があるのは実際には銀ではなく金で動いたか、さもなければながしかの計算によって利息が組み込まれたか、といった可能性が考えられる。いずれにせよ「家徳扣」にAの四五貫（プラス帳切諸祝儀）を上回る費用を繰り入れることにより、備後町の旧錢源屋敷の取得は、不動産売買および掛屋敷経営の埒外であると、この段階で定義したことが分かる。

11. そもそも「家徳扣」は、収入として家賃収入か屋敷を売ったときの代金、支出として借家の普請ならびに維持費と屋敷を買ったときの代金が記される帳簿である。屋敷を持っていれば資産であるはずだが資産価格は反映されない。つまりこの帳簿の考え方にたつかぎり、備後町の屋敷を売却して現銀を手にしないかぎり、借金は借金のままだから。

12. 遅くとも天保一五年以降、三代源兵衛は転居先の中船場町でなかしかを営んでいたはずである。借屋収入は当然考えられるが、他はなんとも分からない。ただしいつからかは分からないが、安政六年に死ぬまで中船場町の年寄を勤めていた<sup>(21)</sup>ことから判断すると、それなりの経済的基盤と人望のみならず、閑暇もあつたであろう。

13. 弘化四年に錢源との備店譲渡に関連した費用はすべて清算された。そしてすべてにかかった費用が、備店ではなく本店の経費として「本店銀控帳」に計上された。ただし、錢源はおそらく中船場町の家を担保に新たに七〇貫強の借金をした(F)。「大算用」に綴じられた「割済帳」と記された部分は、借銀の残額と読むべきと考える<sup>(22)</sup>。

14. 本店銀控帳・備店銀控帳・家格帳・家徳扣のそれぞれは独立しているが、それら全体のありかたを定めているのは四代佐兵衛の考え方による。

#### 4 本家との関係

いったん本家分家関係が成立すると、その関係は分家の当主が代替わりしても継続する。錢源が分家になったのが初代のときであるにせよなかつたにせよ、二代のときには分家として確立していた。よって三代以降も分家として遇される。以下、別稿で検証した錢源各代の本家との関係のありようを概括する。

初代源兵衛は初代佐兵衛の外孫であったが、母をなくし、祖父母ならびに叔父夫婦にひきとられたと別稿で推測した。祖父は死亡、やがて叔父(二代佐兵衛)には後妻から倅(のちの三代佐兵衛)が生まれるが、その母(観月院)はすぐに死亡、叔父は再々婚する(了縁院・ヒサの母である)。しかし祖母と叔父夫婦がたてつづけに死亡し、源兵衛には一四歳の三代佐兵衛と幼い異母妹のヒサが残される。源兵衛は三代佐兵衛を監督して錢佐の店を運用するいつぼう、ヒサを養女にした。

しかし源兵衛は死亡して、ヒサは佐兵衛のもとに戻る。若年ではあるが、独り立ちした佐兵衛はヒサに婿をとらせ、両替商として訓練させたあと、二代源兵衛を襲名させる。源兵衛は佐兵衛からの元手銀で備後町に両替店を開業し、店は繁栄する。倅が生まれ(斎次郎)後継が期待されたけれども、元服間近に死亡してしまふ。やむなく二代源兵衛は娘のアイに親類の西岡家<sup>(23)</sup>から婿をとる。婿取りにあたっては三代佐兵衛の意向が強く働いた。婿は三代佐兵衛の実母の甥にあたる。西岡家にも事情があつた。三

代源兵衛の長兄が死亡、次兄が当主になって間もない。

三代源兵衛は二一歳で聶入りしてきた。両替商を経営する訓練はほとんど受けないうまに舅は死亡する。銭佐は本家として分家の銭源を援助した。しかし借金がかさみ三代源兵衛は最終的に店を譲り渡す。このとき銭佐は家督相続を経て、当主は四代佐兵衛になっている。三代源兵衛からみれば従兄の子であるが、年齢は四代佐兵衛のほうが一歳年長である。聶入りのいきさつを考えても、年齢をみても、さらに両替商としての手腕の違いによっても、本家は分家を圧倒する。

三代源兵衛は備後町の店を譲ったあと六年間は銭佐から給料をもらっていた。しかしそのあと備店から完全に手を引いた。いかなる商売を新たにはじめたかは分からない。娘のマスは西岡家に豪華な荷物とともに嫁いでいる<sup>(24)</sup>。妹娘もまた嫁入りした。どちらも銭佐が援助した可能性は高い。

三代源兵衛は五一歳で死亡する。倅があとにふたり残される。兄はアイから生まれた敦次郎二〇歳、弟はアイの死亡後に娶ったアイの妹のクニから生まれた久之助で、一五歳である。どちらもまだ若い。そこで本家の銭佐が介入する。弟の久之助に源兵衛を名乗らせ、敦次郎は銭佐の養子扱いとする。ゆくゆく四代佐兵衛の娘のタウの婚にして、新たに分家させる意向があったかもしれない。しかしタウは死亡、敦次郎が源兵衛を襲名、源兵衛でなくなった久之助は銭佐で修業し、さらに四代佐兵衛の妻の妹の婚養子として奥野治兵衛家を継がせる。

四代源兵衛(敦次郎)は妻帯するが若死にする。あとには四歳の倅(源三郎)が残される。おそらくここでも本家が介入した。やがて源三郎は銭佐で働くことになる。しかし源三郎には独立心があった。独立の条件とし

て本家は逸身姓をとりあげ、逸見と変更させた。ここに本家分家の関係は絶たれる。

一般論からイエの継承を考えてみる。妻帯が認められるのが三〇歳近い別家とは異なり、主人の倅は二〇歳前半から嫁が探される。しかし結婚してもただちに男児が誕生するとは限らない。よって父と倅の年齢差が二五歳は隔たる。三〇歳を越えることもありうる。

いっぽう父は五〇歳まで生きれば十分に長生きといえる。ということは父が死亡したときに倅がまだ二五歳に満たないことは、かなりの確率のもとに起こりうる。新しい当主が二〇歳を越えたばかりだとすると、家業の訓練ができていないから店の継承に問題が生じる。これは家業の習得にかなりの年月がかかる職種のエエならば、どのエエも考えておかねばならない構造的な問題といえる<sup>(25)</sup>。

かつての優秀な奉公人であった別家の役割はもちろん大きい。別家は本家を補佐する恩義があるし、下手をすると共倒れになりかねない。しかし本家と別家はいつになっても格差は解消されることがない。さらに血縁はない。そこで分家の出番が考えられる。つまり分家が本来的に期待された役割は、当主が真に独立できるようになるまでイエの中に入って支えることではないか。つまり当主と次期当主との狭間を埋める位置にいる。その逆の関係も同じようにある。分家の当主が死亡して若年の子供が残されたとき、その面倒をみるのは本家の務めであった。

しかし銭佐の場合、三代も四代も異様なまでに長寿であった。つまり例外的な事態が二代続いて生じた。それゆえ次代の当主が家督を相続するまでに十分の時間がとれた。しかるに銭源の当主は短命であった。ここに本家である銭佐の介入が相続して生じたのである。

## 二、別家

次に、別家についてみていく。別家は、店方の奉公人が、別宅し、元手銀や道具類などが渡され、主家の屋号を用いることを許され、独立してイ工を構えることをいう。いわゆる「暖簾分け」である。主家とは相対的に独立して営業する場合と、主家で支配人などの重役としてそのまま働き続ける(通勤別家・肩入奉公)場合とがある。主家の営業(得意先)を侵食することを憚って、主家とは違う業種を営む場合も多かった。しかし、錢佐のような本両替の場合は、主家と別家がネットワークを形成し、別家の手形を本家が保証するということもあった。また本両替仲間に加えるためには主家の本両替の推薦が必要であった<sup>26)</sup>。錢佐の場合も、別家が本両替仲間に加えている場合が多く、これが一般的な商家の本家―別家関係とは異なる特徴といえるのではないだろうか。

本節では、「錢源過去帳」や「錢佐日記」の読み直しによって判明した各別家の相続関係などをベースに、錢佐一統(暖簾内)の動向(時期的変化)をみたあと、別家の相続について考えてみたい。錢佐の分家と別家の動向については、すでに中川すがね氏が一定の検討をおこなっている<sup>27)</sup>。一部重複する部分もあるが、新たに判明した事実を踏まえながら検討していくことにする。

## 1 別家の動向(時期的変化)

## (1) 初代・二代・三代(幼少期)

初代佐兵衛は、延享元年(一七四四)島之内の石灰町に両替店を開店した。「銀控帳」に、初めて別家に関する記述がみえるのは、明和九年(一七七

二)である。甚七が松原町の錢佐の掛屋敷に店を出している<sup>28)</sup>。次にみえるのは、安永四年(一七七五)の平兵衛である。「店出シ入用」が支出されている。店の業種は未詳であるが、二人は別家し店を出したのである。中川すがね氏によれば明和四年(一七六七)頃に二代佐兵衛に家督が譲られているようである<sup>29)</sup>。別家するまで奉公を始めてから最低二〇年は必要であろうから、甚七・平兵衛は初代佐兵衛が育てた奉公人といえよう。開店から三〇年前後が経過し、別家となる者が出てきたということである。

次に別家となったのは勘兵衛である。天明初年(一七八〇年代前半)には別家になったとみられるが、独立はしなかった。勘兵衛は二代佐兵衛より三歳年少であり、二代佐兵衛のもと支配人的な地位にあったとみられる。そして二代佐兵衛の死後、寛政九年(一七九七)に南瓦屋町に独立して、本両替となっている。この間、天明七年(一七八七)に清兵衛、寛政六年(一七九四)に武兵衛、同七年に市兵衛が別家している。武兵衛は菊屋町に店を出したが、翌年死亡し、その跡の家屋敷に市兵衛が入った。清兵衛・市兵衛は本両替を営んでいる。二代佐兵衛の時期は経営の拡大期にあたり、本家は勘兵衛が支えつつ、本両替を営む別家を輩出していき、経営の体制を整えていったのではないだろうか。

なお、「本店銀控帳」には後年の貼紙があつて下の文字が読み取れない部分(寛政六―一〇年、享和元・二年)があるので、この間の別家については、元手銀が支出された年などの裏付けが取れない。

寛政八年(一七九六)に、二代佐兵衛・初代佐兵衛の妻・二代佐兵衛の妻が相次いで亡くなり、一四歳の三代佐兵衛が当主となった。源兵衛(初代)が後見的役割を果たしたとみられるが、源兵衛の出自も含めて未詳な部分は多い。いずれにしても、勘兵衛や市兵衛などの別家も含めて錢佐を支

えていたことは間違いないだろう。

## (2) 三代佐兵衛

三代佐兵衛は、文化三年(一八〇六)二四歳頃に店の実権をにぎったという(「評伝」三節)。源兵衛(初代)は翌年亡くなっている。源兵衛が病気になるのを機に実権をにぎったのかもしれない。別家には、勘兵衛・清兵衛・市兵衛がいた。これ以後、文化年間には喜介・又兵衛・林兵衛などの別家が輩出している。彼らが手代として支えていたのであろう。

「銀控帳」の別家への元手銀の支出からみると、文化二年(一八〇五)に喜介、文化五年に又兵衛、文化九年に林兵衛がそれぞれ別家となっている。又兵衛は、元手銀と一緒に出勤料をもらっている。引き続き錢佐で働いていたと考えられる。また、林兵衛も文化六・七年と出勤料をもらっている。林兵衛は文化七・九年頃には本両替仲間に入っている。文化六年ごろに別宅し、同九年に独立して店を開いたものとみられる。さらに、文政二年(一八一九)に七兵衛・喜兵衛が別家になっている。

文化と文政初めにかけては、経営的にも順調で、資本を蓄積し大店に成長していった時期でもある。しかし、初代勘兵衛は文化一〇年に倅に家督を譲り、文政一一年(一八二八)に亡くなっている。初代市兵衛も文化八年に亡くなった。勘兵衛家・市兵衛家は世代交代し、新たな別家とともに錢佐を支えていた。彼らは、三代佐兵衛より数歳年少の世代である。

文政期の別家の動向は判然としない。分家の二代源兵衛も独立し、備後町四丁目に両替店を開店したのは、文化一五年(文政元年)のことであった。初代勘兵衛の次男宗兵衛もこのころ両替店を開店している。三代佐兵衛の後見役と思われる初代勘兵衛は存命しているが、七〇歳代とかなりの高齢である。三代が直接陣頭に立って経営していたのではないだろうか。三代

は三〇代後半から四〇代と充実した年代に入り、ある意味この時期は三代の「ワンマン体制」であったといえようか。

天保の中頃(一八三〇年代中頃)になると、市兵衛家は経営が悪化し、勘兵衛家も家屋敷を家質に入れ錢佐から大量の金を借りている。林兵衛・七兵衛は天保五年には別家であると確認できるが、天保一二年には別家ではなくなっている。「一、分家」でも触れられているが、七兵衛については「本店銀控帳」の弘化三年のところに「錢屋七兵衛年来家格帳ニかし有、付替ル」とある。七兵衛は錢佐から金を借りていたが、それが「家格帳」から「銀控帳」に付け替えられている。「家格帳」の詳細は未詳だが、奉公人関係の帳簿であることに間違いはない。つまり、七兵衛への貸付はこの時点で奉公人に対する貸付から一般の貸付に変更された、つまり錢佐の奉公人(別家)ではなくなったことを意味するであろう。

文政三年(一八一〇)の正月から「手当銀」の制度が始まっている。佐兵衛(三〇貫)・源兵衛(一〇貫)・勘兵衛(五貫)・市兵衛(五貫)・林兵衛(二貫五〇〇目)が各割り当て額を毎年正月に前年の分として行司に預け、貯蓄していくというものである。文政九年に林兵衛が抜け、それまで預けていた額を引き出している。天保三年末には源兵衛・勘兵衛・市兵衛が銀を引き出した。それぞれ経営が不振となり、非常時のための基金である手当金を引き出したことであろうか。源兵衛家・勘兵衛家については、この時期の経営状況ははっきりとはわからない。まだ本格的には不振に陥っていなかったかもしれないが、その兆候はあったのだろう。ただし、市兵衛家に関しては、この時期はまだ経営不振には至っていなかったようだが、天保四年には代替わりしている。錢佐でも、天保四年に四代佐兵衛へ家督が譲られるが、その前に別家との関係を一定整理する意図が

あったのではないだろうか。

また、定七や新八などの中年別家<sup>30)</sup>も創出した。店の規模が拡大し、それに見合った奉公人制度を作ろうとしたものと考えられる。

### (3) 四代佐兵衛

四代佐兵衛は天保四年に家督を相続し、「評伝」(一二節)では、弘化二年頃に実質的な当主となったとみなされている。その天保四年から弘化二年までの間は、錢佐にとって変動の大きい時期であった。錢源を引き継いで備後町店を開店、勘兵衛・市兵衛家の経営不振、林兵衛・七兵衛などの退転など、である。

天保八年(一八三七)に錢源両替店を継承して錢佐備後町店が開店した。「備店銀控帳」の天保九年の欄末に、「支配人 又兵衛・伴七・専助」とある。又兵衛は天保五年にはすでに別家で、文化年間に別家した又兵衛家の後継者と考えられる。伴七は、錢源両替店の奉公人であったと想定される。そのような事情があつてか正式な別家にはなっていないが、他の別家とほぼ同様に処遇されている。専助は天保九年には三五歳であつた(一八〇四年生まれ)。四代佐兵衛より四歳年長である。「備店銀控帳」の記載順から考えて、又兵衛・伴七は専助より少し年長ではなかつたかと想定される。したがって、この三人はいずれも四代佐兵衛より少し年長だったようだ。又兵衛・専助より上の世代の別家が相次いで経営不振や退転していく中、石灰町の本店は佐兵衛親子(三代・四代)、備店はこの支配人三名が切り盛りしていく体制が取られたことになる。別家になつてもよい年代・実力の手代には、独立させず備店を任せただのである。

実質的に四代佐兵衛が錢佐の中心になつた弘化二年から数年後の嘉永五年(一八五二)に専助が四九歳で亡くなった。年代は未詳だが、専助が亡く

なつてからさほど間がなく又兵衛も亡くなつたようである。備店を支えていた四代より年長の別家が相次いで亡くなつてしまつたのである。

そこで新しい店内の体制を整えなければならぬ。白羽の矢が立つたのが丈助・嘉兵衛・清兵衛の三人である。嘉永六年四月にこの三人が、役職名の有無はわからないが、支配人クラスとして店内の取り締まりを行うことを四代佐兵衛に誓約している<sup>31)</sup>。丈助は石灰町店を、嘉兵衛・清兵衛は備後町店を担当した。天保一二年では、丈助と嘉兵衛は手代の序列が一位と三位である。嘉兵衛は後述のように嘉永五年に別家しており、丈助もそれ以前に別家していただであらう。清兵衛は、このすぐ後に別家している。彼らは四代佐兵衛より年下の世代である。四代を中心に、この三人が錢佐を支えるという新体制である。このうち嘉兵衛は安政四年に若くして亡くなつてしまつたが、有力手代の與兵衛が嘉兵衛家を継いだ(二代嘉兵衛、後の高木嘉兵衛)。

この後、明治にかけて、錢佐はこの三家(溝口丈助家・高木嘉兵衛家・桑原清兵衛家)に先の専助家(笹部専助家)を加えた別家四家によつて支えられていく。二代専助は初代専助の倅だが、嘉永・安政年間はまだ若く、支配人クラスとしては登用されなかつたようである。維新时期には「大阪為替会社」「通商司」関連の仕事をしている。専助家は血縁で継承されている。一方、清兵衛は明治三年(一八七〇)に亡くなり、有力手代の永助が継いだ。嘉兵衛家と清兵衛家は相続人がなく有力な手代に家を相続させたのである。この点については、節を改めて考察する。

古参の独立した別家では、勘兵衛家を実質引き継いだ宗兵衛家が比較的順調な経営だつたようだが、相対的に錢佐から独立していたようである。

一方、経営不振に陥つた市兵衛家は閉店し、石灰町で錢佐の保護下にあつ

たようだ。いずれにしても、四代佐兵衛と丈助という経営の中心となる人物が長命で明治初年まで店を切り盛りしていた。したがって、経営の中核は世代交代することなく新しい明治の時代を迎えることになったのである。

三代佐兵衛が当主になって以降、中年別家を除いて別家は六家前後で推移している。三代佐兵衛の時期は、店の成長もあって、別家も独立し拡大していく傾向にあったのではないか。一方、四代佐兵衛の時期は、体制的には石灰町店と備後町店とに集約され、四代を中心に求心的なものになっていったといえる。これには、この時期に大名貸で付き合っていく藩が増大し、商品流通(明礬、砂糖、艾・蒲穂など)にも多少なりとも関係するようになったので、店内の手代などの数がある程度必要になってきたという側面はある。

## 2 別家の相続

別家は、主家に従属はしているが、一応独立した「イエ」である。原則的には血縁(親族関係)で相続される。もっとも、どの「イエ」でも同様であるが、血縁の相続人がいなければ、養子を取って相続していくことになる。しかし、錢佐の別家を見た場合、一般的には絶家すると思われる場合でも、家を存続させている場合がある。幕末の別家である嘉兵衛の場合をみてみよう。

嘉兵衛は、嘉永五年(一八五二)に三六歳で別宅し、嘉永七年(一八五四)にハル(二四歳)と結婚した。ハルは安政二年(一八五五)六月に男児を出産したが亡くなった(男児もすぐに死去)。嘉兵衛も安政四年(一八五七)二月八日に四一歳で病死している。ハルが亡くなったあと、後妻をもらった可能性は否定できないが、いまのところその形跡はない。嘉兵衛が亡く

なった安政二年四月二三日、錢佐一統に手代の與兵衛が錢屋嘉兵衛の跡を相続するという廻状が廻されている。同五月二二日には錢屋嘉兵衛(與兵衛)とタケの婚礼が行われた<sup>32)</sup>。婚礼が行われたのは、嘉兵衛が亡くなったから三カ月半後であるので、タケが亡くなった嘉兵衛の後妻であるとは考えにくい。「錢嘉」で働いていた下女ではないかと推定している。

それが事実だとすると、嘉兵衛家は初代嘉兵衛の死によって血縁としては絶えてしまったが、錢佐の手代與兵衛が下女を妻として相続したということが出来る。では、なぜそこまでして嘉兵衛家を残したのであろうか。

嘉兵衛家があったのは新平野町であったようだ。新平野町には、火口となる艾・蒲穂などを扱う西店や錢佐の掛屋敷があった。嘉兵衛も錢佐の掛屋敷もしくはそれを譲り受けて住んでいたであろう。例えば、新平野町の錢佐の借家の家賃は錢嘉の手代の平七・甚七が錢佐に持参している<sup>33)</sup>。家守は別にいるので、個々の借家人からの家賃の徴収は家守が行っているものとみられる。嘉兵衛自身は備店で勤めているようであるが、西店の日常管理や新平野町の借家経営は嘉兵衛家(錢嘉)が担っていたということが出来る(実質的な経営は錢佐が行っていた)。その意味で、嘉兵衛家を断絶させずに、與兵衛に継がせたのである。もっとも與兵衛という適材がいたから実現できたことではあるが。

似たような例は、嘉兵衛以外にもいくつか確認できる。先述のように、寛政六年に武兵衛が別家し菊屋町に出店した。しかし、武兵衛は妻帯する間もなく翌年亡くなり、その跡の家屋敷に市兵衛が入り別家・出店した。武兵衛と市兵衛は同年生まれのようで、市兵衛も早晚別家することになっていたのではないかと想定される。そういった状況のなかで、武兵衛が亡くなり、市兵衛が武兵衛の跡を継ぐ形になったのであろう。

「銀控帳」の文化二年には、「五貫目 先喜介へ元手銀／三貫目 二代 喜介へ元手銀」、文化五年と八年にそれぞれ「五貫目 錢又元手銀」との記載がある。喜介についてはその事情は詳らかではないが、短期間のうちに初代喜介が亡くなったのであろう。又兵衛の場合は、初代又兵衛が別家してすぐ亡くなり、初代の妻（後家）に本家の手代が養子に行ったようであるが、病気になって縁を切り、養子は本家に戻った。そのあと、後に備店の支配人となる又兵衛が養子になったものとみられる。清兵衛の死後も、錢佐の手代の永助が養子に行き、相続している。

一方、林兵衛や七兵衛は、別家し独立しようだが、どこかの時点で別家ではなくなり、錢佐との縁が切れている。七兵衛が本両替だったかどうかはわからないが、林兵衛は本両替仲間に加え、錢佐の手当金にも加入していた。いずれも経営不振に陥り廃業してしまい、同時に錢佐との別家関係も切れてしまったのではないだろうか。林兵衛の場合は、本人は亡くなってしまったようだが<sup>34</sup>、イエを別家として存続させることはしなかった。

喜兵衛家のムメ（梅）の場合は少し事情が異なる。「錢佐日記」安政四年四月二三日の項に「錢喜屋号取離出入止、お梅殿ハ屋号其俣是迄同様」<sup>35</sup>とある。錢喜に何か不祥事であって「錢屋」の屋号の使用と本家への出入りが禁止されたが、ムメについてはそのまま屋号を使用することを認めるというのである。ムメは翌年には三代佐兵衛の妻であるリヤウの形見ももらっている。「イエ」としては絶縁されたが、個人としては「別家」扱いで関係を保持しているのである。ムメは錢喜の不祥事にはあまり関与しておらず、もともと錢佐に対して大きな功勞（乳母などか）があったのである。また、婚礼などの際には、事情に通じた年配の女性が必要であったか

らとも考えられる。

別家になってさほど間が無く本人が死んでしまい、妻のみが遺された場合は、又兵衛のように養子を取ったのであろう。妻もいなかった場合は、そのまま断絶させるか、嘉兵衛のように別人に相続させる場合もあったようだ。いずれの場合も相続しているのは別家適齢期の有力手代であった。逆にいえば、そのような適材がいなければ、そのまま断絶するか、妻がいる場合は又兵衛家のように適材が見つかるまで、妻だけでイエを存続させていたようである。その意味では、有力手代を処遇する意味合いもあったのであろう。

市兵衛の場合は、菊屋町の武兵衛の家をそのまま継がせている。店舗や得意先も継承させたのだろう。嘉兵衛の例もある意味同様で、別家としての役割や資産をそのまま継承させた方が都合の良い場合に、新たな有力手代を送り込んでいる。本家としては、先代に出した元手銀を無駄にせず、新たに家屋敷を世話するのは合理的ではないと判断されたのであろう。別家を存続させるかどうかは、その時の経営状況あるいは人材の育成状況によって、個別的に判断されたといえることができる。

錢佐は、別家を独立させることで本両替としてのネットワークを広げようとしたが、うまく行かなかった。大名貸に進出し、備店を出店し、さまざまな商品（業種）とかかわりを持つようになって、別家を独立させず石灰町の本店と備店で働かせた。中川氏の指摘するように<sup>36</sup>、多くの藩に貸付を行うようになって担当者が定められ、一定のキャリアを持つ手代を独立させ手放すわけにはいかなかったであろう。幕末には、丈助・嘉兵衛・清兵衛を中心として求心的な経営で乗り切ったといえる。しかし、有力な手代を後継者に送り込める可能性はあったが、原則的に血縁で相続させてい

く「別家」制度では、必ずしも経営的に有能な者によって継承されていくとは限らなかった。ましてや、丈助や四代佐兵衛が健在な一方で、一定の「別家」が経営の中心に居座ってしまった明治初期においては、問題は潜在的に深刻であった。「別家」制度がむしろ桎梏になってしまったといえよう。

### おわりに

「錢源過去帳」が見つかったことがきっかけで新たに判明した事実(推定・推測)やそれに再検討した事項に基づいて、錢佐本家と分家あるいは別家との関係について具体的に検討してきた。

ひとくちに「分家」ないし「別家」と呼ばれていても、本家の対応は個々のイエによって異なる。また同じイエでも時期によって変化もする。よって、「分家」と「別家」の存在形態を厳密に定義することはできない。例えば、「分家」とは、一般的には、本家との血縁関係、居住の分離、財産・経営の独立などがその指標としてあげられよう。しかし、ここまで見てきたように、そのすべての条件を満たしていることは逆に少なく、経営状況・人材の配置・個々人の年齢や健康状態(生死を含む)によって、その形態はむしろ融通性を持たされていた。これは、「別家」も同じで、別家し独立して営業する場合と引き続き主家に勤める場合に大別されるが、そのなかでも主家の対応や距離感は一様ではない。

本家と分家(別家)との関係についての錢佐イエ内部での実態・認識が、公的な位置づけ(それは錢佐が届け出たものに基づく)や外部からの社会的認識とは異なっている場合もあった。例えば佐一郎(孝之助)は、名

義だけで実態の伴わないあいまいな位置づけであったが、成長して自他ともに認める「分家」となった。

三井や鴻池のように、たくさんの分家・別家が展開している豪商(超本店)ではない錢佐にとつて、分家や別家を分出することがシステムとして定着していたわけではなかった。分家・別家を創出すること、それを維持することは容易なことではなかった。すなわち、本家と分家・別家との関係は定式化されておらず、不安定なものだったといえよう。このような状況が、同レベル本店で析出されるのかどうかはわからない。業種によっても変わるだろう。また、個人の生死や男女の出生状況など個別的な要因も重要な位置を占めているので、イエによる偏差も大きいであろう。

錢佐一統についてもまだまだ確かめなければならない事柄は多いが、これまでの研究がほとんど最上層の豪商についてであったことを考えれば、一般的な本店の事例として錢佐は一つの基準になりうるのではないだろうか。

〔付記〕本稿作成にあたっては、小松愛子氏から種々のご教示を賜った。記して謝意を表したい。

### 〔注〕

(1) 『錢源過去帳』と錢佐の分家・別家(大阪歴史博物館『共同研究成果報告書』一〇、平成二八年三月刊行予定)。

(2) 二代源兵衛の墓碑は、錢源の菩提寺である妙徳寺(大阪市中央区中寺)にあったものであるが、昭和四六年(一九七二)に墓を改修した際に墓室の一部に使

用され、現在では全貌を見ることは困難である。本稿では、逸見達氏がお持ちの拓本に基づいている。

- (3) 文化三年(一八〇六)の「石灰町家持借家人別帳」(逸身家文書研究会所蔵)四月の書き込みに「下人又兵衛南問屋町錢屋源兵衛借屋二別宅」とある。これより文化四年四月に源兵衛は問屋町に屋敷を所有していたことが分かる。南問屋町と問屋町とは同一である。
- (4) 大阪市史編纂所蔵。「評伝」一節(五頁)参照。
- (5) 逸身家文書8―5。これは本店(石灰町)の「銀控帳」である。
- (6) 亦兵衛・文化五年、亦兵衛・文化八年、林兵衛・文化八年。
- (7) 「銀控帳」の文化元年より前の葉は上に別の紙が貼りつけられており、十分に読めない。
- (8) 逸身家文書2―5―4。
- (9) 嘉永三年一〇月「石灰町家持借家人別帳」逸身家文書7―2。
- (10) 逸身家文書2―43。
- (11) 逸身家文書1―3―2―18―1。
- (12) 明治一年に逸身イツが平池家に嫁いだとき、平池家は「家族書」「別家書」「親類書」とならんで「分家書」を提出している(逸身家文書1―1―5)。しかし逸身家が「分家書」をしたためた例はみつからない。習慣のちがいか。
- (13) 逸身喜一郎所蔵。
- (14) 「評伝」六二節(二八六頁)参照。
- (15) この新しい想定については、八木の示唆を受けた。
- (16) 逸身家文書8―4。
- (17) 逸身家文書2―56。「大算用」の構成については、『両替商 錢屋佐兵衛』第1巻所収の「史料解題4」(中川すがね執筆)を参照されたい。
- (18) 「家徳扣」から購入価格を調べると、天保五年に購入した島之内塗師屋町の屋敷が、表口一五間半、裏行二一間半、八二貫四百匁。天保六年、戎町、表口一一間強、裏行二〇間、浜地(二〇間強×三間半強)、三〇貫五百匁。し

かし船場北部の備後町はこれらより地価が高かったはずである。天保一〇年、船場南部の北久宝寺町四丁目井池筋東北角、表口一〇間、裏行二〇間、四〇貫目が比較的近い。

- (19) 安政三年「中船場町水帳」(大阪府立中央図書館所蔵)。
- (20) 極端な場合、「手切れ金」に近い意味を含むことすらあるらしい。錢佐のかつての本家である錢弥の財政が逼迫したときに錢佐は援助して、その代わりに本家別家の関係を清算して親類になる。このときに錢弥に渡ったカネの一部が元手銀と称されている。
- (21) 前掲「中船場町水帳」、『大阪市史』第四下・達二三四〇。
- (22) 中川すがね氏は史料解題(注17)の中で「割済帳」の解説としておそらく年賦化した借銀の回収の記録である。」と記している。しかし、「大算用」のこの部分は、「割済帳」から貸出先それぞれの年末残高を転記したものと考えるべきである。少なくとも毎年七〇貫もの額を返済し続けるという事態は到底想像できない。
- (23) 西岡家は、三代佐兵衛の生母と考えられる観月院の生家である。
- (24) 西岡光子氏からの情報(二〇一五年七月三日)。
- (25) 錢佐本家にもそのような事態が生じた。五代佐兵衛には結婚後しばらく子供が育たなかった(「評伝」六四節)。そこで弟佐一郎の倅の悦次郎を、同人が八歳のとき養子とする。やがてこれが六代佐兵衛となり、従妹(五代佐兵衛の遅くして生まれた娘)のツルと結婚する。もつとも悦次郎は二歳で実母をなくしているから「本家」がひきとつたともいえるが、分家の倅が本家に入ったことには相違ない。
- (26) 中川すがね「江戸後期の本両替経営について」『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』二八 二〇一三年。
- (27) 前掲中川論文(注26)。
- (28) 中川すがね氏は、前掲論文で、この甚七の店出しを「後年の店出しとは様相が異なる」と評価しているが、勘兵衛も独立して出店する際は、錢佐が家質

に取った屋敷が譲り受けている。このほか、錢佐が独立する別家に家屋敷を与えるというケースはあったのではないだろうか。

(29) 前掲中川論文。

(30) 「評伝」では、「B級別家」と概念化されている。明治三年の「婚礼諸事控」(逸身家文書1—2—5)では、同類の別家を「中年別家」と記している。ここではそれに倣う。「中年別家」とは一般的に成人後に雇用された者が別家になった時の呼称である。

(31) 「誓言之事」逸身家文書2—49—4。

(32) 「日記式番」(大阪商業大学商業史博物館蔵、『錢屋工』大阪商業大学商業史博物館 二〇一三年に翻刻)。

(33) 前掲『錢屋工』(錢佐日記)。

(34) 逸身家文書2—49—23。

(35) 注32に同じ。

(36) 前掲中川論文。

## Branch Families of a Banker : Zenisa

ITSUMI Kiichiro and YAGI Shigeru

A new document was found after the publication of *A Bank in Osaka : Studies on Zenisa* (University of Tokyo Press, 2014) and the related exhibition at Osaka Museum of History. It illustrates not only the family history of Zenisa but many personal histories of the relatives and the employers. Branch families were established by them. These newly-established families were independent of Zenisa but at the same time endeavoured to maintain each other. They were expected to be inherited by their descendants, and Zenisa occasionally intervened in the inheritances. This paper describes the developments and declines of each family and discusses how the contemporaries grasped the relationship between the main family and its branches.